

令和2年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その4)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 57 号 議 案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	1
定 県 第 58 号 議 案	地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例	2
定 県 第 59 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 60 号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 61 号 議 案	神奈川県局設置条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 62 号 議 案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 63 号 議 案	神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 64 号 議 案	神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例	9
定 県 第 65 号 議 案	神奈川県立の総合職業技術校に関する条例及び神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例	10
定 県 第 66 号 議 案	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	11
定 県 第 67 号 議 案	神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例	14
定 県 第 68 号 議 案	神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	15
定 県 第 69 号 議 案	動産の取得について	16
定 県 第 70 号 議 案	動産の取得について	17
定 県 第 71 号 議 案	指定管理者の指定について（相模湖交流センター）	18
定 県 第 72 号 議 案	指定管理者の指定について（地球市民かながわプラザ）	19
定 県 第 73 号 議 案	指定管理者の指定について（県民ホール及び音楽堂）	20
定 県 第 74 号 議 案	指定管理者の指定について（神奈川近代文学館）	21
定 県 第 75 号 議 案	指定管理者の指定について（21世紀の森）	22
定 県 第 76 号 議 案	指定管理者の指定について（本港特別泊地及び本港環境整備施設）	23
定 県 第 77 号 議 案	指定管理者の指定について（宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設）	24
定 県 第 78 号 議 案	指定管理者の指定について（ライトセンター）	25
定 県 第 79 号 議 案	指定管理者の指定について（聴覚障害者福祉センター）	26
定 県 第 80 号 議 案	指定管理者の指定について（足柄ふれあいの村）	27
定 県 第 81 号 議 案	指定管理者の指定について（愛川ふれあいの村）	28
定 県 第 82 号 議 案	指定管理者の指定の変更について（三浦しらとり園）	29

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 83 号 議 案	指定管理者の指定の変更について（津久井やまゆり園）	30
定 県 第 84 号 議 案	東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関する協議について	31
定 県 第 85 号 議 案	二町谷北公園等の管理に関する事務の委託について	32
定 県 第 86 号 議 案	訴訟の提起について	34

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下「知事等」という。）は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その者が県に対して損害を賠償する責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について、賠償の責任を免れる。

- (1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
 - ア 知事 6
 - イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4
 - ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、地方公営企業の管理者 2
 - エ 職員（地方警務官並びにイ及びウに掲げる職員を除く。） 1
- (2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
 - ア 警察本部長 2
 - イ 警察本部長以外の地方警務官 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方自治法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、知事等の損害賠償責任の一部免責に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任 の一部免除に係る控除額を定める条例

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方自治法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人SHIPの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人 grand- mere	海老名市浜田町22番地9	令和2年1月1日から 令和7年7月31日まで
特定非営利活動法人SHIP	横浜市神奈川区台町7番地2ハイ ツ横浜713号室	令和2年8月1日から 令和7年7月31日まで

附 則

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定(特定非営利活動法人SHIPの項に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人SHIPの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表23の項(6)中「第10条」を「第10条第1項」に改め、「に係る事項」を削り、同項(30)中「(29)まで」を「(35)まで」に改め、同項中(30)を(36)とし、同項(29)中「(24)まで及び(26)から(28)まで」を「(30)まで及び(32)から(34)まで」に改め、同項中(29)を(35)とし、同項(28)中「(26)」を「(32)」に改め、同項中(28)を(34)とし、同項(27)中「(26)」を「(32)」に改め、同項中(27)を(33)とし、(26)を(32)とし、同項(25)中「(24)まで及び(26)から(28)まで」を「(30)まで及び(32)から(34)まで」に改め、同項中(25)を(31)とし、(19)から(24)までを6ずつ繰り下げ、(18)を削り、同項(17)中「環境管理事業所」の次に「等」を加え、同項中(17)を(24)とし、同項(16)中「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に改め、同項中(16)を(23)とし、(15)を(22)とし、(14)を(21)とし、同項(13)中「第19条の2第1項」を「第18条の2第1項」に、「環境配慮推進事業所を登録」を「優良環境管理事業所を認定」に改め、同項中(13)を(20)とし、(12)を(19)とし、(11)を(13)とし、その次に次のように加える。

- (14) 条例第17条第3項の規定により、指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更の届出を受理すること。
- (15) 条例第17条第4項の規定により、指定事業所の設置の届出を受理すること。
- (16) 条例第17条第5項の規定により、指定事業所の位置等の変更の届出を受理すること。
- (17) 条例第17条第6項の規定により、同条第4項又は第5項の規定による届出を審査し、及び届出者に通知すること。
- (18) 条例第17条第8項の規定により、指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更の中止の届出を受理すること。

別表23の項中(10)を(12)とし、(7)から(9)までを2ずつ繰り下げ、(6)の次に次のように加える。

- (7) 条例第10条第2項の規定により、環境管理事業所の変更の届出を受理すること。
- (8) 条例第10条第3項の規定により、優良環境管理事業所の変更の届出を受理すること。

別表25の項(8)中「(7)まで」を「(10)まで」に改め、同項中(8)を(11)とし、同項(7)中「(2)及び(4)から(6)まで」を「(3)から(5)まで及び(7)から(9)まで」に改め、同項中(7)を(10)とし、同項(6)中「(4)」を「(7)」に改め、同項中(6)を(9)とし、同項(5)中「(4)」を「(7)」に改め、同項中(5)を(8)とし、(4)を(7)とし、同項(3)中「(2)及び(4)から(6)まで」を「(3)から(5)まで及び(7)から(9)まで」に改め、同項中(3)を(6)とし、(2)を(5)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 条例第34条の2第1項の規定により、指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止等を命ずること。
- (3) 条例第34条の2第2項の規定により、指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止等を命ずること。
- (4) 条例第34条の2第3項の規定により、指定事業所における排煙等の処理の方法の改善等を命ずること。

別表25の項中「左欄(1)」を「左欄(1)から(4)まで」に、「(3)及び(7)のうち(1)」を「(6)及び(10)のうち(1)から(4)まで」に、「左欄(4)から(6)まで」を「左欄(7)から(9)まで」に、「(3)及び(7)のうち(4)から(6)まで」を

〔(6)及び(10)のうち(7)から(9)まで〕に改め、同表27の項(15)中「で」を「において」に改め、同項(38)中「又は」を「及び」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5号中イを削り、ウをイとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

ラグビーワールドカップ2019TMの終了に伴い、スポーツ局の業務について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第28条の2中「公益財団法人神奈川県体育協会」を「公益財団法人神奈川県スポーツ協会」に改める。

附則に次の1項を加える。

（寄附金税額控除の特例の対象となる放棄）

- 44 法附則第60条第1項に規定する住民の福祉の増進に寄与する放棄として道府県の条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第28条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（神奈川県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例（令和元年神奈川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち神奈川県県税条例附則第42項を附則第41項とし、附則第43項を附則第42項とする改正規定中「する」を「し、附則第44項を附則第43項とする」に改める。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方税法の一部改正等に伴い、個人の県民税における寄附金税額控除の特例の対象となる放棄に係る規定を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を 改正する条例

神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成21年神奈川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等^{ひぼう}によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。

第3条第2項中「犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩に」を「二次被害が生じることのないよう」に改める。

第5条及び第6条中「犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害する」を「二次被害が生じる」に改める。

第12条中「は、」の次に「二次被害を防止し、及び」を加える。

第16条第2項中「配慮に欠ける言動により更なる被害」を「二次被害」に改める。

第18条及び第19条中「及び」を「、」に改め、「必要性」の次に「及び二次被害の防止の重要性」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、二次被害に係る規定を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する 条例

神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「宮川一時停係泊特別泊地」の次に「、二町谷泊地、二町谷特別泊地」を加える。

第12条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1 宮川一時停係泊特別泊地の項の次に次のように加える。

二 町 谷 泊 地	船舟の停係泊
二 町 谷 特 別 泊 地	ヨット及びボートの停係泊

別表第2の1 利用料の表駐車料の項を削る。

別表第2中備考8を削り、備考9を備考8とし、備考10を備考9とし、備考11を備考10とする。

附 則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

三崎漁港内の一部を二町谷泊地及び二町谷特別泊地として位置付けるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立の総合職業技術校に関する条例 及び神奈川県立産業技術短期大学校条例の 一部を改正する条例

(神奈川県立の総合職業技術校に関する条例の一部改正)

第1条 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例（昭和54年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「授業料」を「入校料及び授業料」に改める。

(神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部改正)

第2条 神奈川県立産業技術短期大学校条例（平成6年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「は、」の次に「法第15条の7第1項第2号に規定する」を、「並びに」の次に「同項第1号に規定する」を加える。

第8条の見出しを「(入学科及び授業料の免除等)」に改め、同条中「学業優秀であり、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、」を「特別の理由があると認められる者については、規則で定めるところにより、入学科（聴講生から徴収するものを除く。）及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の神奈川県立の総合職業技術校に関する条例第5条の規定は令和2年4月1日以後に入校した者から徴収する入校料及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第9条に規定する普通課程の職業訓練を受ける者から徴収する同日以後の期間に係る授業料について、第2条の規定による改正後の神奈川県立産業技術短期大学校条例第8条の規定は同日以後に入学した者から徴収する入学科及び省令第9条に規定する専門課程の職業訓練を受ける者から徴収する同日以後の期間に係る授業料について適用する。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県立の総合職業技術校の入校料を免除する規定を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

港湾の設置及び管理等に関する条例の 一部を改正する条例

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2 係留料の表中	「	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">湘南港</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">湘南港</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">葉山港</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">葉山港</td></tr> </table>	湘南港	湘南港	葉山港	葉山港	を	「	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">湘南港</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">葉山港</td></tr> </table>	湘南港	葉山港	に改め、同表	」
湘南港													
湘南港													
葉山港													
葉山港													
湘南港													
葉山港													

真鶴港の項の前に次のように加える。

大磯港	東岸壁	6メートル以下のもの	1,500円	1,840円				
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,050円	2,490円				
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,160円	2,590円				
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,490円	3,030円				
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,810円	3,360円				
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,130円	3,800円				
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,470円	4,120円				
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,800円	4,560円				
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,010円	4,780円				

		10メートルを超えるもの	4,010円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに300円を加算した額	4,780円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額				
--	--	--------------	---	---	--	--	--	--

別表第1の2 係留料の表の備考5中「場合」の次に「(大磯港を利用する場合を除く。)」を加え、別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料(1) 会議室利用料の表中「会議室利用料」を「会議室等利用料」に改め、同表湘南港の項港湾管理事務所の項に次のように加える。

艇整備庫	全室	1時間につき 1,980円	1時間につき 2,170円
	艇整備庫1	1時間につき 1,050円	1時間につき 1,150円
	艇整備庫2	1時間につき 930円	1時間につき 1,020円
大会議室	全室	1時間につき 1,370円	1時間につき 1,510円
	大会議室1	1時間につき 860円	1時間につき 950円
	大会議室2	1時間につき 510円	1時間につき 560円
医務室		1時間につき 290円	1時間につき 320円
会議室A	全室	1時間につき 1,130円	1時間につき 1,250円
	会議室A1	1時間につき 640円	1時間につき 710円
	会議室A2	1時間につき 490円	1時間につき 540円
会議室B		1時間につき 390円	1時間につき 430円
海面監視室A		1時間につき 360円	1時間につき 400円
海面監視室B		1時間につき 250円	1時間につき 270円
海面監視室C		1時間につき 270円	1時間につき 300円

海面監視室D	1時間につき 280円	1時間につき 310円
--------	----------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料(1) 会議室利用料の表の改正規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

湘南港及び大磯港の施設整備に伴い、湘南港港湾管理事務所の会議室等の利用料を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例

神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第6条第2項に次の1号を加える。

(6) その他知事が別に定める条件を具備する者

第6条第3項中「第1項第5号から第7号まで」を「第1項第4号から第6号まで」に改め、同項第1号イ中「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良令」という。）第8条」を「改良法第18条第1号ロ」に改める。

第7条第2項中「同項第7号」を「同項第6号」に、「第7号」を「第6号」に改め、同条第3項及び第4項中「第7号」を「第6号」に改め、同条第5項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」を「支援対象地域等内に存する住宅を所有している者（支援対象地域等及び福島復興再生特別措置法第27条に規定する避難指示区域以外の地域に住宅を所有する者を除く。）を前条第1項第2号」に改め、同項各号を削る。

第8条第4項中「前条第5項第1号」を「前条第5項」に改める。

第8条の3第2項中「第5号から第7号まで」を「第4号から第6号まで」に改める。

第34条第2項中「勘案し、改良令」を「勘案し、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅の入居者資格要件を緩和するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正 する条例

神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 何人も、集会場、事務所、学校その他の不特定若しくは多数の者が利用する場所（公共の場所を除く。）にいる人又は貸切バス、タクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物（公共の乗物を除く。）に乗っている人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、前項第2号に掲げる行為をしてはならない。

第11条中「第4号まで」の次に「及び第5号（同条第2項に規定する電子メールの送信等（以下「電子メールの送信等」という。）に係る部分に限る。）」を加え、同条第1号中「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第5号中「電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信であつて、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するためのものをいう。）の送信」を「電子メールの送信等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

社会情勢の変化に伴い顕在化した新たな迷惑行為に対応するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 イナビル吸入粉末剤20mg 行政備蓄用
- 2 契約者名 第一三共株式会社
代表取締役社長 眞 鍋 淳
- 3 契約金額 2億3,210万6,289円

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（イナビル）買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 都道府県備蓄用ラピアクタ点滴静注液バイアル 150 mg
- 2 契約者名 塩野義製薬株式会社
代表取締役社長 手代木 功
- 3 契約金額 1億3,540万3,111円

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（ラピアクタ）買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

相模湖交流センターの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 相模湖交流センター
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 アクティオ株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

相模湖交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

地球市民かながわプラザの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 地球市民かながわプラザ
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 公益社団法人青年海外協力協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 長野県駒ヶ根市中央16番7号
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地球市民かながわプラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

県民ホール及び音楽堂の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 県民ホール及び音楽堂
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 公益財団法人神奈川芸術文化財団
 - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市中区山下町3番地の1
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県民ホール及び音楽堂の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

神奈川近代文学館の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 神奈川近代文学館
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 公益財団法人神奈川文学振興会
 - (2) 主たる事務所の所在地 横浜市中区山手町 110 番地
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川近代文学館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

21世紀の森の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 21世紀の森
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 株式会社アグサ
 - (2) 主たる事務所の所在地 南足柄市中沼 305 番地 1
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

21世紀の森の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

本港特別泊地及び本港環境整備施設の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 本港特別泊地及び本港環境整備施設
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 スバル興業株式会社・株式会社三浦海業公社
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区有楽町一丁目10番1号
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

本港特別泊地及び本港環境整備施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者を次により指定するものとする。

- | | | | | | |
|-----|--------|---|---|---|------------------------------|
| 1 | 施設 | の | 名 | 称 | 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設 |
| 2 | 指 | 定 | 管 | 理 | 者 |
| (1) | 名 | | 称 | | みうら漁業協同組合 |
| (2) | 主たる事務所 | の | 所 | 在 | 地 |
| 3 | 指 | 定 | 期 | 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

ライトセンターの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 ライトセンター
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 日本赤十字社
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都港区芝大門一丁目1番3号
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

ライトセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

聴覚障害者福祉センターの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 聴覚障害者福祉センター
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 藤沢市藤沢 933 番地の 2
- 3 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 6 月 11 日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

聴覚障害者福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

足柄ふれあいの村の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 足柄ふれあいの村
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 株式会社アグサ
 - (2) 主たる事務所の所在地 南足柄市中沼 305 番地 1
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

足柄ふれあいの村の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

愛川ふれあいの村の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 愛川ふれあいの村
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 東急コミュニティー・国際自然大学校グループ
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

愛川ふれあいの村の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定の変更について

平成22年7月28日定県第82号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名 称 三浦しらとり園
- 2 変更前指定期間 平成23年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 平成23年4月1日から令和5年3月31日まで

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

三浦しらとり園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定の変更について

平成26年10月14日定県第106号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名 称 津久井やまゆり園
- 2 変更前指定期間 平成27年4月1日から平成37年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 平成27年4月1日から令和3年7月31日まで

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

津久井やまゆり園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の 区域に設置することに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関し、次により東京都及び川崎市と協議するものとする。

東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関する協議書

- 1 目 的 道路を供用するため
- 2 名 称 府中町田線
- 3 区域外設置をする位置及び面積
 - (1) 位 置 川崎市麻生区黒川字西谷3019番の一部、黒川字西谷1648番の一部、黒川字西谷1649番の一部
 - (2) 面 積 591.68平方メートル
- 4 経費の負担者 東京都
- 5 そ の 他 前各号のほか必要な事項は、東京都知事と神奈川県知事及び川崎市長が協議して定める。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関し、東京都及び川崎市と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により提案するものであります。

二町谷北公園等の管理に関する事務の 委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、二町谷北公園等の管理に関する事務を次の規約により委託するため、三浦市と協議するものとする。

神奈川県と三浦市との間における二町谷北公園等の管理に関する事務の委託に関する規約

（委託する事務の範囲）

第1条 神奈川県（以下「県」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、三崎漁港区域の漁港施設のうち、二町谷北公園（三浦市三崎五丁目253番、258番3及び3,806番34）（その区域内に所在する施設を含む。）及び二町谷北護岸（三浦市三崎五丁目254番）（以下これらを「県施設」という。）の管理に関する事務であって、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を三浦市（以下「市」という。）に委託する。

- (1) 県施設の維持、保全及び運営に関する事務
- (2) 県施設の使用料等の設定及び徴収に関する事務
- (3) 神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号。以下「県条例」という。）第3条第2項の規定による県施設を滅失し、又は損傷した者からの届出の受理及びその者に対する指示に関する事務
- (4) 県条例第8条の規定による県施設の利用時間その他利用方法についての必要な指示に関する事務
- (5) 県条例第10条第1項の規定による県施設の占用及び工作物の新築、改築、増築、移転又は除去の許可に関する事務
- (6) 県施設に係る県条例第16条の規定による処分に関する事務及び県条例第17条の規定による損失補償に関する事務
- (7) その他前各号に附帯する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、市の条例、規則その他の規程、要綱等（以下「市条例等」という。）に定めるところによるものとする。ただし、前条第3号から第6号までに掲げる事務及びこれらに附帯する事務については、県条例、神奈川県漁港管理条例施行規則（昭和44年神奈川県規則第102号）及びこれらに関する規程、要綱等（以下「県条例等」という。）に定めるところによるものとする。

- 2 前項の規定により県施設の管理を行うに当たっては、法第244条の2第3項の規定により市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせることを妨げない。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、市が負担するものとする。ただし、第5条第2号に掲げる場合に要する経費は、県と市が協議して、その負担を決定するものとする。

(使用料等の収入)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い市が徴収する使用料等の収入は、市の収入とする。ただし、市が指定管理者を指定する場合にあっては、法第244条の2第8項の規定による利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるものとする。

(協議)

第5条 三浦市長（以下「市長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ神奈川県知事（以下「知事」という。）に協議し、その同意を得るものとする。

- (1) 県施設の全部又は一部の供用を休止しようとするとき。
- (2) 県施設の改修、改造、増築又は移設を行おうとするとき。
- (3) 委託事務の管理及び執行について適用される市条例等を制定し、又は改廃しようとするとき。
- (4) 法第244条の2第9項の規定による県施設の利用料金の承認をしようとするとき。

(天災等の対策)

第6条 市長は、天災その他の事由により、県施設が滅失し、若しくは毀損し、又はそれらのおそれがあることを予見したときは、直ちに知事に通知し、協議の上、対策を講ずるものとする。

(損害賠償)

第7条 市が善良な管理者の注意を怠り、県施設を滅失し、又は毀損したときは、市は速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由によるものと認められる場合は、この限りでない。

(連絡会議)

第8条 知事及び市長は、委託事務について相互の連絡調整を図るため、連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される県条例等が制定され、又は改廃された場合にあっては知事は市長に、委託事務の管理及び執行について適用される市条例等が制定され、又は改廃された場合にあっては市長は知事に、速やかにその旨を通知しなければならない。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、知事と市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和2年11月1日から施行する。

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

二町谷北公園等の管理に関する事務を三浦市に委託するため、地方自治法第252条の14第3項で準用する第252条の2の2第3項の規定により提案するものであります。

訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

1 件 名 県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求事件

2 訴訟の相手方



3 請求内容 [Redacted]の明渡し及び損害金支払請求

令和2年6月11日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

